消防団員応援制度登録申込書

平成２７年　月　　日

　公益財団法人香川県消防協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称）　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号

　当事業所は、下記のとおり香川県消防団員に優遇サービスを提供することにより、香川県消防団員を応援したいので、消防団員応援制度への登録を申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ふ　り　が　な事業所（店舗）名 |  |
| 所在地 |  |
| ふ　り　が　な代表者氏名 |  |
| ふ　り　が　な担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 営業時間 | 時　　分　～　　　　時　　分　（24時間表示） |
| 定休日 |  |
| 提供サービスの内容 | 対象 | 備考（任意） |
| （記入例）・購入金額の５％引き・ライス大盛り無料・ドリンク１杯無料・ポイント２倍・入浴料半額・粗品贈呈　　　　　　等 | （記入例）・会員・会員を含む団体全員・会員及び家族・会員１名につき、同伴者２名まで　　　　　　　　　　　　　　等 | （記入例）・一部商品は除く。・一人様3,000円以上の飲食に限る。・他のサービス券との併用不可。・土日祝祭日は除く。　等 |

※ご記入いただいた内容については、県内市町及び県のホームページでご紹介させていただきます。

※登録申込書の提出は、以下までお願いします。

【提出先・担当】〒766-8503　まんのう町吉野下430

　　　　　　　　　まんのう町総務課　消防団担当宛て

TEL：0877-73-0100　FAX：0877-73-5668

E-mail：somu@town.manno.lg.jp

公益財団法人香川県消防協会消防団員応援制度取扱要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、消防団活動の活性化並びに消防団員の確保及び入団の促進を図り、もって地域防災力の維持・向上を図ることを目的として、香川県内に所在する事業所、店舗等（以下「事業所」という。）が、香川県内の市又は町の消防団員（以下「香川県消防団員」という。）に対し自主的に優遇サービスを提供する公益財団法人香川県消防協会消防団員応援制度（以下「消防団員応援制度」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における「優遇サービス」とは、香川県消防団員、その家族等が受けることができる利用料金若しくは商品価格の割引、記念品若しくは飲食物の進呈又は買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

（登録）

第３条 香川県消防団員に対し、優遇サービスを提供しようとする事業所は、消防団員応援制度登録申込書（様式１）により、当該事業所が所在する市又は町（香川県内の複数の市又は町に所在する複数の店舗等につき一括して登録を希望する場合等にあっては、香川県。以下「市町等」という。）を経由して、公益財団法人香川県消防協会会長（以下「会長」という。）に対し、登録を申し込むものとする。ただし、次に掲げる事業所については、登録を行わないこととする。

（１） 宗教活動及び政治活動を行う事業所

（２） 香川県暴力団排除推進条例（平成23 年香川県条例第４号）に規定する暴力団

員若しくは暴力団と密接な関係を有する事業所

（３） 各種法令等に違反している事業者又はそのおそれのある事業所

（４） 通信販売及びインターネットによる販売など対面による販売を前提としない事業所

（５） 前各号に定めるもののほか会長が適当でないと認める事業所

（表示証）

第４条 会長は、事業所の登録を行ったときは、市町等を経由して、事業所に対し、消防団員応援事業所表示証（様式２）（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

２ 事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示できるものとする。

（１） 事業所の見やすい場所

（２） パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告物

（会員証）

第５条 会長は、香川県消防団員に対し、当該消防団員が、公益財団法人香川県消防協会定款第５条に定める会員であることを証明する公益財団法人香川県消防協会会員証（様式３）（以下「会員証」という。）を交付するものとする。

２ 香川県消防団員は、事業所から優遇サービスの提供を受けようとするときは、事業所に対し、前項の会員証を提示しなければならない。

（事業所の公表）

第６条 公益財団法人香川県消防協会及び市町等は、事業所の情報を共有するとともに、別に定める消防団員応援事業所一覧表に基づき、事業所の名称等を、市町等のホームページ等により公表するものとする。

（登録の取消し）

第７条 会長は、事業所が事業を廃止したとき、優遇サービスの提供を停止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第３条各号に掲げる事業所に該当することが明らかになったときは、当該登録を取り消すことができる。

２ 前項の規定により、登録を取り消された事業所は、速やかに、第４条第２項による表示を取りやめ、市町等を経由して、表示証を会長へ返納しなければならない。

（登録事項の変更等）

第８条 事業所は、事業を廃止したとき又は優遇サービスの提供を停止したときは様式４により、消防団員応援制度登録申込書に記載した事項に変更があったときは様式５により、市町等を経由して、会長にその旨を連絡しなければならない。なお、この場合の表示証の取扱いについては、前条第２項を準用する。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成２７年７月６日から施行する。